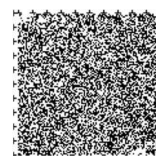
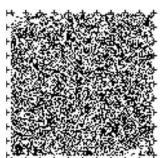


第2部

坂戸市障害者計画





第1章 計画の目標

1. 計画の基本目標

「目標像」の実現に向け、分野別に次の8つの基本目標を設定し、各施策を推進します。

基本目標1 保健・医療の充実 ～「心身ともに健やかに暮らせるまち」をめざして～

「心身ともに健やかに暮らせるまち」は、住み慣れた地域で心と身体の健康を保つための機会が充実し、必要な保健・医療を受けられるまちです。

基本目標2 社会参加への支援 ～「みんなが参加できる差別のないまち」をめざして～

「みんなが参加できる差別のないまち」は、すべての市民が一人ひとりの思いを大切にし、相互に人格と個性を尊重して様々な活動を行い、あらゆる機会に参加できるよう、情報と環境が整備された共生する社会が実現されるまちです。

基本目標3 就労への支援 ～「働く喜びを味わえるまち」をめざして～

「働く喜びを味わえるまち」は、働くことによって得られる生きがいを育み、みんなで助け合いながら、それぞれに輝きのある日々を送れるまちです。

基本目標4 療育・教育の充実 ～「健やかな成長を支えるまち」をめざして～

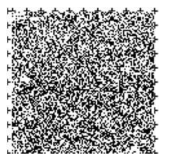
「健やかな成長を支えるまち」は、一人ひとりの状況に配慮した療育・教育が用意され、様々なことについて「共に学び共に育ち合う楽しみ」があるまちです。

基本目標5 「福祉のまちづくり」の推進 ～「安全に外出し、活動できるまち」をめざして～

「安全に外出し、活動できるまち」は、みんなが利用しやすい施設の整備により、不便を感じることなく外出や活動をすることができ、また、災害などの緊急時にも支援体制が整っている、安心して生活できるまちです。

基本目標6 理解と交流の推進 ～「みんなで分かり合えるまち」をめざして～

「みんなで分かり合えるまち」は、障害の有無と関係なく、すべての市民が排除されたり孤立したりすることなく、社会の構成員としてインクルージョン（包容・包摂）されることの大切さを一人ひとりが理解し、共に生活し、共に活動できるまちです。



基本目標7

権利擁護の充実 ～「誰もが安心して生きられるまち」をめざして～

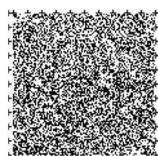
「誰もが安心して生きられるまち」は、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていく権利擁護が充実しているまちです。そして、成年後見制度の周知や虐待防止等に取り組むことにより障害のある人の人権を確保し、養護者を支援していくまちです。

基本目標8

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

～「情報の受発信が自由にできるまち」をめざして～

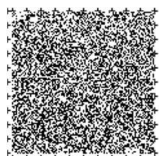
「情報の受発信が自由にできるまち」は、障害のある人が情報の取得・利用・発信を円滑におこなうことができるよう ICT（情報コミュニケーション技術）の活用が推進されるとともに、手話通訳者や点訳者など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人の育成に積極的に取り組むまちです。



2. 施策の体系

本計画は、以下の体系で推進します。

基本目標	施策の方向	施 策
1. 保健・医療の充実	医療サービスの充実	地域医療体制の充実
		在宅医療の充実
	障害者医療に関する助成の充実	重度心身障害者への支援
		精神障害者・難病患者等への支援
	早期発見・早期療養の推進	障害を早期に発見するための体制の充実
		健康づくり体制の充実
2. 社会参加への支援	社会参加活動の推進	移動手段の確保
		障害者団体等の活動への支援
		介護者への支援
	スポーツ・レクリエーションの充実	スポーツ・文化活動への支援
		施設の充実
3. 就労への支援	障害のある人の雇用の場の拡大	障害のある人への就労支援
		公的機関における雇用拡大の推進
	福祉的就労の確保	多様な就労の場の確保
		就労に関する情報提供
4. 療育・教育の充実	幼児教育・療育の充実	乳幼児期の支援の充実
	学校教育等の充実	学齢期の支援の充実
		発達段階に応じた継続的な支援
5. 「福祉のまちづくり」の推進	福祉のまちづくりの推進	公共施設のバリアフリー化
		外出しやすい環境の整備
		住宅の確保及び整備の促進
	防災・防犯対策の推進	防災体制の整備
		防犯体制等の整備
6. 理解と交流の推進	啓発・広報・交流活動の充実	交流機会の充実
		啓発・広報活動の充実
	ボランティア活動等の促進	市民の協力による支援
		さかどふれあいサービスの活用
7. 権利擁護の充実	権利擁護の充実	権利擁護の推進
		成年後見制度の充実
	虐待防止と差別の禁止	虐待防止体制整備の推進
		差別の禁止の周知
8. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	情報が取得しやすい環境の整備	広報活動・情報提供の充実
		情報取得に係る用具等の充実
		学習活動機会の充実
	意思疎通支援に係る人材育成	手話通訳者や視覚障害者支援ボランティアの育成



第2章 施策の展開

基本目標1 保健・医療の充実

障害は、その発症を予防することとともに、早期に発見し早期に治療を開始することでその軽減に努めることが重要です。また、障害のある人が持つ可能性を、適切な療育によって伸ばすことが大切です。

そうしたことを実現するために、障害の早期発見・早期療養を可能とする体制を充実させる必要があります。また、障害のある人が適切な医療や歯科医療を受けられるよう地域の医療体制を充実させるとともに、収入が不安定であることの多い障害のある人への経済的な支援が求められています。

(1) 医療サービスの充実

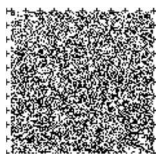
障害のある人が適切な医療・歯科医療を受けることができるよう、必要な情報提供を行うとともに、医療機関や訪問看護ステーション等との連携のもとで、医療サービスの円滑な利用促進を図ります。

① 地域医療体制の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
1	障害のある人のための医療・歯科医療の充実	障害のある人が適切な医療・歯科医療を受けられるよう、障害者歯科相談医 ¹² 等や関係機関の理解と協力を得ながら充実に努めます。	連携の実施	連携の実施	市民健康センター
		また、一般の歯科診療所では対応が困難な重度の障害者等の歯科診療を行える県立障害者歯科診療所等 ¹³ の情報提供を行います。	障害者歯科相談医等の紹介の実施	障害者歯科相談医等の紹介の実施	障害者福祉課

¹² 障害者歯科相談医:障害者等がより身近な地域で歯科治療が受けられるよう、歯科治療体制の充実を図ることを目的に、県内歯科医師に対し実技を中心とした研修を行い、その修了者を県が指定したもの。

¹³ 県立障害者歯科診療所等:総合リハビリテーションセンター、そうか光生園障害者歯科診療所、嵐山郷、あさか向陽園障害者歯科診療所、皆光園障害者歯科診療所の5か所の県立障害者歯科診療所に加え、埼玉県歯科医師会口腔保健センターにおいて、重度の障害者等の歯科診療を行っている。



② 在宅医療の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
2	訪問看護ステーションとの連携	訪問看護ステーションとの連携により、在宅療養児（者）への訪問等を行い、各種サービスの円滑な提供に努めます。	連携の実施	連携の実施	市民健康センター 障害者福祉課

(2) 障害者医療に関する助成の充実

障害のある人の経済的負担や精神的負担を軽減するため、医療費の助成や障害者手当の支給を行います。

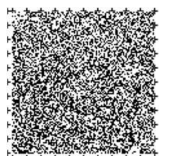
また精神障害者や難病患者へ福祉サービス情報の提供を行いサービスの利用促進を図るとともに、気軽に相談できる体制の充実を図ります。

① 重度心身障害者への支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
3	障害者手当の支給	特別障害者手当、重度心身障害者手当等を支給し、重度心身障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図ります。	受給者数 836 人	受給者数 850 人	障害者福祉課
4	医療費の助成	重度心身障害者の保険診療に係る自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、その利用促進に努めます。	助成・受給者数 1,681 人	助成・受給者数 1,700 人	障害者福祉課

② 精神障害者・難病患者等への支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
5	難病患者等への障害福祉サービス等の情報提供	難病患者等に対して、必要な情報提供を行い、障害福祉サービス等の活用を促進します。	障害福祉サービス利用者数 4 人	障害福祉サービス利用者数 8 人	障害者福祉課
6	相談支援体制の充実	精神障害のある人や難病患者等に対し、電話や訪問、来所等により気軽に相談できる体制を確保します。	障害者等相談支援事業所数 4 箇所	障害者等相談支援事業所数 4 箇所	障害者福祉課



(3) 早期発見・早期療養の推進

乳幼児の健康診査の充実を図り、障害の早期の発見と対応に努めるとともに、うつ病等についても、早期の発見につながる体制を整備します。

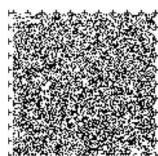
また、生活習慣病の予防や健康づくりに資する講演会等の開催や相談体制の確立を図ります。

① 障害を早期に発見するための体制の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
7	乳幼児健康診査の充実	乳幼児健康診査の充実を図り、すべての子どもたちが心身ともに健やかでいきいきと育つことができるよう支援します。	健康診査者 受診率 (平均) 89.6%	健康診査者 受診率 (平均) 92%	市民健康センター
8	うつ病等の早期発見・相談窓口の啓発	心の健康に関心をもち、うつ病等の早期発見を促すとともに相談窓口の啓発を行います。	こころの体温計 アクセス数 16,324 件	こころの体温計 アクセス数 21,000 件	市民健康センター
9	相談体制の充実	精神障害のある人に対し、電話や訪問、来所等により相談できる体制を確保します。	相談人数 延 120 件 こころの専門相談 年 4 回 延 6 件	相談人数 延 150 件 こころの専門相談 年 4 回 延 8 件	市民健康センター

② 健康づくり体制の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
10	健康づくりに関する教室等の充実	生活習慣病を予防するため、講演会や食事教室を実施し、健康に関する知識の普及啓発に努めます。	教室参加者数 延 5,025 人	教室参加者数 延 6,000 人	市民健康センター
			教室参加者数 延 719 人	教室参加者数 延 800 人	市民健康センター
11	健康相談の充実	健康に関して、誰でも気軽に利用できる相談体制を確立します。	乳幼児健康相談 延 90 人	乳幼児健康相談 延 180 人	市民健康センター
			成人健康相談 (電話・訪問・ 来所) 延 187 人	成人健康相談 (電話・訪問・ 来所) 延 250 人	



基本目標2 社会参加への支援

豊かで充実した生活を送るために、文化芸術やスポーツイベントに触れたり、自身で趣味として活動したりすることは、すべての人にとって大切なことです。しかし、障害のある人にとって、スポーツをしたり、社会参加したりする機会は一般の人よりも限定的になりがちな現実があり、また、参加すること自体にも困難がつきまといます。

障害のある人が、希望する社会参加の機会を等しく享受できるよう、活動団体への支援を通じた機会の拡大や移動手段の確保に向けた支援などが重要となっています。

(1) 社会参加活動の推進

障害のある人が積極的に社会参加できるよう、移動手段の確保や経済的負担の軽減に努めるとともに、障害者団体や家族会の活動や介護者への支援を行います。

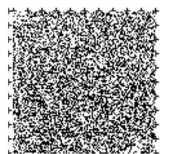
① 移動手段の確保

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
12	身体障害者補助犬の利用支援	身体障害者補助犬（盲導犬 ¹⁴ ・介助犬 ¹⁵ ・聴導犬 ¹⁶ ）の利用について、関係機関と連携し、利用への啓発等支援に努めます。	盲導犬利用者数 1人	盲導犬利用者数 1人	障害者福祉課
13	障害者等移送車の利用促進	障害のある人の社会参加を推進するため、障害のある人等への移送車の貸し出しを促進し、日常生活における活動範囲の拡大を図ります。	移送車の貸出 153件 延231日	移送車の貸出 198件 延300日	坂戸市社会福祉協議会

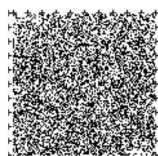
¹⁴ 盲導犬：ハーネスと呼ばれる白い胴輪をつけ、視覚障害のある人が外出する際に安全に目的地へ誘導するために特別に訓練された犬のこと。

¹⁵ 介助犬：手や足に障害のある人の手助けをするために特別な訓練を積んだ犬のこと。

¹⁶ 聴導犬：音が聞こえない又は聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせて生活をサポートする犬のこと。



番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
14	福祉タクシー券の 交付・自動車燃料 費の助成	福祉タクシー券の交付や自動車燃 料費の助成の充実を図ります。	福祉タクシー 利用件数 8,118 件 登録者数 1,126 人	福祉タクシー 利用件数 12,000 件 登録者数 1,200 人	障害者福祉課
			自動車燃料費 利用量 10,836.62 ℓ 登録者数 36 人	自動車燃料費 利用量 12,000 ℓ 登録者数 40 人	
			障害児介護用 自動車燃料購入費 利用量 27,356.33 ℓ 登録者数 158 人	障害児介護用 自動車燃料購入費 利用量 30,000 ℓ 登録者数 180 人	
15	車椅子の貸出	車椅子貸出しの利用促進を図りま す。	貸出件数 168 件 延 264 台	貸出件数 218 件 延 343 台	坂戸市社会福祉 協議会
16	自動車運転免許 取得等への支援	自動車の運転免許の取得や、自動 車の改造希望者への支援に努めま す。	運転免許取得 補助件数 1 件	運転免許取得 補助件数 3 件	障害者福祉課
			自動車改造費 補助件数 8 件	自動車改造費 補助件数 4 件	
			障害児介護用 自動車改造費等 補助件数 1 件	障害児介護用 自動車改造費等 補助件数 2 件	

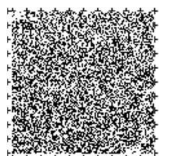


② 障害者団体等の活動への支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
17	障害者団体、家族会等への支援	手話通訳者養成事業など障害者団体の活動や家族会等への支援を充実させ、会員相互の交流などを促進します。 また、各障害者団体等の代表者などと市の意見交換の機会を継続的に設けます。	補助額 52,000 円	補助額 350,000 円	障害者福祉課
		障害のある人々、難病のある人々の団体及び家族会の活動の促進を図るため、団体が実施する福祉事業に対し助成を行います。	助成額 143,000 円	助成額 148,000 円	坂戸市社会福祉協議会
18	障害者団体連絡会への支援	障害者団体等の代表者による情報交換や相互理解を図るとともに、障害者福祉関連全般についての意見交換等の活動を支援します。	連絡会 開催回数 0 回 (講演会含)	連絡会 開催回数 4 回 (講演会含)	障害者福祉課
19	活動の場の確保	障害者団体・ボランティア団体等の活動の場として、公共施設を含めた社会的資源の活用を図ります。	福祉センター 会議室の許可	福祉センター 会議室の許可	福祉総務課

③ 介護者への支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
20	障害児（者）生活サポート事業の充実	在宅の障害児（者）の生活支援と介護者の負担軽減を図るため、事業者及び利用登録者の拡充など事業の充実に努めます。	利用登録者数 634 人 年間利用時間数 8,063.5 時間	利用登録者数 800 人 年間利用時間数 10,000 時間	障害者福祉課
21	介護マークの周知	認知症など外見では介護状態であることが分かりにくい方を介護する際に、誤解や偏見を受けないよう、介護中であることを周囲に理解していただくための「介護マーク」をホームページで周知します。	実施	実施	高齢者福祉課 障害者福祉課



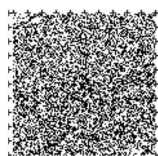
(2) スポーツ・レクリエーションの充実

障害のある人がスポーツや文化活動を楽しめるよう、サークル活動・文化活動への支援を行うとともに、障害者スポーツの推進を図ります。

また、障害のある人のスポーツ施設・文化施設の利用を促進するため、施設利用料の減免を行います。

① スポーツ・文化活動への支援

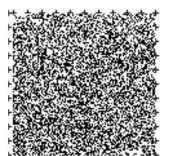
番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
22	スポーツ活動、文化活動等への支援	スポーツ活動及び文化活動等の支援に努めます。	近隣施設 交流会の開催 支援	近隣施設 交流会の開催 支援	障害者福祉課
23	スポーツ施設の 利用促進	所管する各施設において、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」等に基づく整備を進めるとともに、施設利用に際して、より多くの高齢者、障害者等が各施設を有効活用できるように環境整備を行います。	施設利用料の 減免件数 市民総合運動公園 191 件 健康増進施設 4,745 件	施設利用料の 減免件数 市民総合運動公園 250 件 健康増進施設 5,000 件	スポーツ推進課
24	スポーツ大会への 参加促進と普及 啓発	障害者がスポーツに親しむ契機をつくることで、障害者スポーツの推進を図るとともに、親睦を深めることで、相互理解の促進を図ります。 また、パラリンピックやデフリンピックなどのスポーツ大会の周知を図り、普及啓発を行います。	市民スポーツ フェスティバルで 障害者スポーツ を周知 彩の国ふれあい ピックの開催周知 の実施 障害者スポーツ 大会の実施 (132 名参加) パラリンピックやデ フリンピックなどの スポーツ大会の 周知	市民スポーツ フェスティバルで 障害者スポーツ を周知 彩の国ふれあい ピックの開催周知 の実施 障害者スポーツ 大会の実施 パラリンピックやデ フリンピックなどの スポーツ大会の 周知	障害者福祉課 スポーツ推進課



番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
25	文化施設等の利用促進	障害のある人の文化活動・社会参加の促進を図るため、施設等の利用及び発表会など活動の機会が提供できるよう支援します。	施設の利用料 減免の実施	施設の利用料 減免の実施	社会教育課 （中央公民館） 市民生活課
			芸術文化祭 出品数 1点	芸術文化祭 出品数 3点	市民生活課

② 施設の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
26	福祉拠点施設の充実	福祉センターを拠点として各種福祉活動を実施し、地域福祉の推進を図ります。	福祉センター内に 基幹相談支援セ ンター、就労支援 センターを設置	福祉センター内に 基幹相談支援セ ンター、就労支援 センターを設置	福祉総務課 障害者福祉課



基本目標3 就労への支援

アンケート調査によれば、就労している障害のある人は21.0%で、5人に1人は就労しています。障害別でみると、精神障害は34.8%、知的障害は29.0%と更に高く、知的障害では就労していない人よりも就労している人のほうが多くなっています。しかし、正社員として就労している人は3割に達せず、就労している人のうち3割を超える人が、生活でできるだけの収入がないことを心配し、2割の人が仕事の内容でわからないことを職場の人に聞くことが難しいと回答しています。

障害のある人が自立し生きがいのある生活を送るために仕事を持つことは大切ですが、就労のための支援や就労環境の改善につながる支援が重要となっています。

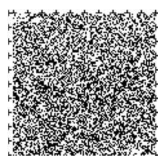
(1) 障害のある人の雇用の場の拡大

障害者就労支援センターの充実を図り、障害のある人の就職相談、職業開拓、職場定着等の支援を行います。

また、市においても、障害のある人の雇用促進と障害者施設等からの物品の調達を進めます。

① 障害のある人への就労支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
27	障害者就労支援センターの充実	障害者就労支援センターにおいて、障害者の就職相談、就職準備、職業開拓、職場実習、職場定着等の各種支援の充実を図ります。	登録者数累計 299 人	登録者数累計 350 人	障害者福祉課
28	事業所等への障害者雇用の促進	障害者就労支援センターにおいて、障害者本人の希望や能力等にあった職業開拓等の支援を行い、事業所等への障害者雇用の促進を図ります。	就労者数累計 161 人	就労者数累計 180 人	障害者福祉課



② 公的機関における雇用拡大の推進

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
29	就職面接会の充実	川越公共職業安定所等と連携し、障害者就職面接会において、障害の多様性に配慮しながら、適職の選択、就職機会の拡大に努めます。	市内参加者 10人	市内参加者 13人	商工労政課 障害者福祉課
30	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	坂戸市障害者優先調達推進方針に基づき、市内の障害者施設等からの物品等の調達の推進を図ります。また、物品等の販路拡大の支援に努めます。	調達実績 400件 52,000円	対前年比増	全課
31	市職員への障害のある人の雇用促進	障害者活躍推進計画に基づき、職域の拡大等を進め、今後も障害のある人の市職員としての雇用を推進します。	障害者雇用率 2.66%	障害者雇用率 3.0%	職員課

(2) 福祉的就労の確保

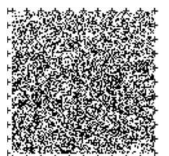
障害のある人が多様な職場での就労が可能となるよう、福祉的就労の場に関する情報提供を行うとともに、市内施設での生産品の販路の拡大を支援します。

① 多様な就労の場の確保

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
32	施設の販売支援	市内施設の坂戸駅南北自由通路における販売を引続き支援していくとともに、生産品の販路拡大等について、情報提供等の支援を行います。	坂戸駅南北自由通路での販売支援を実施	坂戸駅南北自由通路での販売支援を実施	障害者福祉課

② 就労に関する情報提供

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
33	福祉的就労の場に関する情報提供の支援	生産活動等の機会の提供や就労に向けた支援を実施する福祉的就労の場について、情報提供の支援を行います。	情報提供の実施	情報提供の実施	障害者福祉課



基本目標4 養育・教育の充実

乳幼児健康診査等で障害が発見された子どもに対しては、保護者やその家族も含め、適切な相談支援や療育を行い、就学後は一人ひとりの障害特性に応じた教育を行うことで、子ども自身の持つ能力を伸ばし、将来にわたって生活に必要な力をつけることができるよう支援することが大切です。

本市では、公立小中学校の特別支援学級で学ぶ児童・生徒数が年々増加しています。学齢期の子どもたちに対しては、発達段階に応じたきめ細かな支援を、切れ目なく継続的に行うことが求められています。

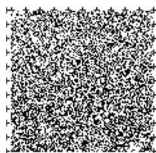
(1) 幼児教育・療育の充実

障害のある幼児一人ひとりが、その特性に応じた適切な教育・療育を受けることができるように、支援に関わる関係者と連携した相談体制や訪問指導等の充実を図ります。

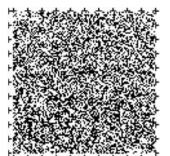
また、幼稚園や保育園、学校、医療機関などが連携した早期療育体制の整備に努めます。

① 乳幼児期の支援の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
34	相談体制の充実	児童相談所、保育園、保健所等と連携し、相談体制の充実に努めます。 障害児等及びその家族に対し、生活、育児、保健等に関するきめ細かな相談体制を確立します。	家庭児童相談室等の相談 必要時実施	家庭児童相談室等の相談 必要時実施	こども支援課
			すくすく発達相談 延 99 人	すくすく発達相談 延 105 人	市民健康センター
			1歳6か月児健診 二次相談 (にこにこ親子相談) 延 17 人	1歳6か月児健診 二次相談 (にこにこ親子相談) 延 24 人	
			障害者等相談 支援事業所数 4 箇所 (再掲)	障害者等相談 支援事業所数 4 箇所 (再掲)	障害者福祉課



番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
35	訪問指導の充実	障害児等及びその家族に対し、保健師等の訪問指導を実施するとともに、医療機関、保健所等と連携し、その充実に努めます。	育児支援訪問 12 世帯	育児支援訪問 10 世帯	こども支援課
			家庭訪問等 必要時実施	家庭訪問等 必要時実施	障害者福祉課
36	言語発達遅滞児グループ指導の充実	子どもの言語発達や対人関係の向上と、家族等の相談や交流・情報交換の場となるよう、グループ指導の充実に努めます。	実施回数 81 回	言語発達遅滞児グループ指導 実施	こども支援課 こども家庭センター
37	早期療育体制の整備	障害や発達の遅れのある乳幼児及び児童について、幼稚園、保育園、学校、医療機関など関係機関との連携により、早期療育体制を整備します。	のびのび 親子教室 24 回 延 408 人	のびのび 親子教室 実施	こども支援課 こども家庭センター
			連携必要時 実施		
		市内の保育施設（保育園・幼稚園・子育て支援センター等）に障害児保育の専門知識を有する作業療法士等を派遣し、担当保育士等に対し、発達が気になる子どもに対する具体的な対応方法等を指導し、発達が気になる子どもの早期支援を推進します。	障害児等保育 実践指導 32 回	障害児等保育 実践指導 実施	保育課
			子供の発達支援 巡回事業 22 回	子供の発達支援 巡回事業 18 回	障害者福祉課
38	保育園、幼稚園の充実	支援を必要とする乳幼児の保育園、幼稚園への受入れを今後も進めるとともに、支援に対応した施設整備、特別支援職員の配置に努めます。また、職員研修を充実させ、指導力の向上を図ります。 末広幼稚園が令和 4（2022）年度で廃園となることから、心身に障害等のある市内在住の幼児の私立幼稚園又は幼稚園型認定こども園への就園を促進し、私立幼稚園等における特別支援教育の振興を図ります。	障害加配保育士 配置数 公立保育園 (5 園) 11 名 私立保育園 (6 園) 9 名 私立認定こども園 (2 園) 4 名	実施	保育課
			私立幼稚園等 特別支援教育費 補助対象者数 在園児 42 人	私立幼稚園等 特別支援教育費 補助対象者数 在園児 77 人	

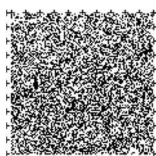


(2) 学校教育等の充実

幼稚園、保育園、小・中学校等の連携による切れ目のない支援や交流保育・交流教育を推進し、子ども同士がともに過ごし、ともにふれあうなど、インクルーシブ教育¹⁷の理念のもと、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進します。

① 学齢期の支援の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
39	教育センターの充実	幼稚園、保育園、学校、市民健康センター、医療機関、福祉部門等との連携を強化するとともに、就学相談などの就学支援体制の充実を図ります。	医療を含む 教育相談の実施 年4回	医療を含む 教育相談の実施 年4回	学校教育課 教育センター
40	通常学級における 配慮を要する児童 生徒への支援	配慮を要する児童生徒が通常学級において、ともに学び合えるよう担任を含めた学校の教職員、学校支援員等により支援に努めます。	学校支援員の 配置 延62名	学校支援員の 配置 延65名	学校教育課 教育センター
41	支援籍における 学習の充実	障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた学習の場を設け、毛呂山特別支援学校や坂戸ろう学園等からの支援籍による学習の充実に努め交流を深めます。	支援籍学習の 実施6校 (希望7校・コ ロナのため1校 中止)	希望に対し 100%実施	学校教育課 教育センター
42	特別支援学級、 通級指導教室の 充実	障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育が受けられるよう、特別支援学級、通級指導教室（発達障害と情緒障害の教室、ことばの教室）の充実に努めます。	通級指導教室の実施 情緒障害の教室 小学校12校に 4教室 中学校7校に 1教室 ことばの教室 小学校12校に 2教室	実施	学校教育課 教育センター
43	医療的ケア児への 支援の充実	医療的ケアが必要な児童生徒が支援を受けながら適切な教育が受けられるよう、必要に応じ医療的ケア看護職員を配置します。	医療的ケア看護 職員の配置 4名	医療的ケア看護 職員の配置 必要に応じ 100%実施	学校教育課 教育センター

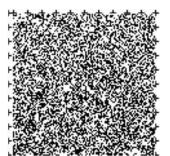


¹⁷ インクルーシブ教育:障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもが地域の学校とともに学べる教育。

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
44	教職員の指導力向上	発達障害を含めた様々な障害について教職員、学校支援員の指導力を向上するため、研修の充実を図ります。	特別支援教育研修会 1回 支援員研修会 1回 事例研究会 4回	特別支援教育研修会 1回 支援員研修会 1回 事例研究会 9回	学校教育課 教育センター
45	施設のバリアフリー化等の推進	障害のある児童生徒が安心して就学できるよう、段差の解消、階段への手すりの設置など、学校施設のバリアフリー化を進めるとともに、学校施設の新築時等においては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」等に基づく学校施設整備を進めます。	バリアフリーを考慮したトイレ改修工事の実施数 年2校	バリアフリーを考慮したトイレ改修工事の実施数 年2校	教育総務課

② 発達段階に応じた継続的な支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
46	発達段階に応じた継続的な支援	発達障害等に対する乳幼児期、学齢期、成人期への発達段階に応じた支援を適切かつ継続的に実施するため、関係機関等との連携を強化します。	連携会議の実施	必要時実施	障害者福祉課 市民健康センター こども支援課 保育課
			就学相談希望者への対応率 100%	就学相談希望者への対応率 100%	学校教育課 教育センター
		乳幼児期から成人期にいたるまで、一貫した支援のために、必要な方にサポート手帳を配付し、活用の周知を行います。	サポート手帳 配付数 93冊	サポート手帳 配付数 100冊	障害者福祉課



基本目標5 「福祉のまちづくり」の推進

アンケート調査では、全体の約4割の人が、ほぼ毎日外出していると回答していますが、外出が一人でできると回答した割合は、全体では5割に達していません。障害のある人が安心して安全に外出できるためには、公共施設や公共交通機関、道路などのバリアフリー化をさらに推進することが必要です。

また、障害のある人は、住居の確保に困難を抱える場合が一般の人よりも多いことから、地域で安定した生活を送るために、住環境の整備に係る支援が重要であるとともに、近年、深刻化する自然災害に対する減災施策、高齢者、障害者などを狙った詐欺や暴力犯罪の発生を未然に防止する対応などが重要となっています。

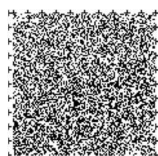
(1) 福祉のまちづくりの推進

障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が日常生活を送りやすく、社会活動に参加しやすい環境を整備するため、道路や公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

また、障害のある人が地域で安定した生活を送ることができるよう、住宅情報の提供や住宅改修費の助成、市内のグループホーム設置者への補助等を行います。

① 公共施設のバリアフリー化

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
47	施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン推進基本方針の周知	関係法令に基づき、公共施設のバリアフリー化を推進するほか、道路（歩道）のバリアフリー化、身近な公園等の段差の解消等を行い、だれもが利用しやすい環境整備を図ります。また、坂戸市ユニバーサルデザイン推進基本方針に基づき、だれもが利用しやすいまち、施設、物（製品）、環境、サービス等をつくろうとする考え方を推進するとともに、社会情勢等を考慮し、必要に応じて坂戸市ユニバーサルデザイン推進基本方針の見直しを行います。	施設改修に際しバリアフリー化を実施、ユニバーサルデザイン推進基本方針の周知	実施	関係各課 政策企画課



番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
48	駅及び周辺の整備	駅施設及びその周辺の整備について、関係機関と連携して、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性並びに安全性の向上を図るための環境整備に努めます。	1回あたり 放置自転車 撤去台数 (R2～R4 平均) 1.78 台/回	1回あたり 放置自転車 撤去台数 (R6～R8 平均) 1.5 台/回	交通対策課
			公共交通機関 への要望 年1回	公共交通機関 への要望 年1回	交通対策課

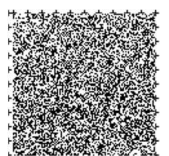
② 外出しやすい環境の整備

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
49	外出しやすい環境の整備	安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や都市計画マスタープランの基本方針に沿って、道路、歩道の整備に努めるとともに、都市公園のユニバーサルデザイン化を推進し、バリアフリートイレなどの整備充実を図ります。また、点字等誰にでも分かりやすい情報の提供に努め、安全点検を実施します。	坂戸市都市計画 マスタープランに 沿った各施策の推進 実施	坂戸市都市計画 マスタープランに 沿った各施策の推進 実施	都市計画課
			交差点の歩行者 たまり空間の整備 及び駅前広場内 の段差解消・点 字ブロック設置	道路、歩道や公 園について、要望 のあった路線及び 箇所の整備に努 める	維持管理課 道路河川課
50	市民バスの充実	市民バスの特別乗車証の利用促進を図ります。	特別乗車証 発行枚数 181 件 (障)	特別乗車証 発行枚数 200 件 (障)	障害者福祉課

③ 住宅の確保及び整備の促進

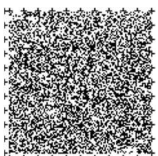
番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R5 (2023)	目標値 R8 (2028)	所管課
51	セーフティネット住宅等の普及促進	障害のある人が地域社会において安定した生活を営むことができるよう、「あんしん賃貸支援事業 ¹⁸ 」の推進に努めます。	実施	実施	住宅政策課

¹⁸ あんしん賃貸支援事業：障害者世帯、高齢者世帯など、これまでは賃貸住宅への入居の制限を受けやすかった方々の入居の円滑化と、賃貸人・賃借人双方が安心できる賃貸借関係の構築を支援するため埼玉県の実施。サポート店(仲介事業者)、支援団体(NPO、社会福祉法人等)と連携し、こうした世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)や支援団体を登録する制度がある。



第2部 坂戸市障害者計画-第2章 施策の展開

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R5 (2023)	目標値 R8 (2028)	所管課
52	住宅改造費の 助成	在宅生活の利便性向上を図るため、 「重度身体障害者居宅改善整備費補助」の利用促進を図ります。	助成件数 0 件	助成件数 1 件	障害者福祉課
53	グループホームの 整備促進	民間事業者が市内に設置するグループ ホームの整備費の一部を補助し、障害 のある人の生活の場の確保に努めます。	定員数 163 人	定員数 178 人	障害者福祉課



(2) 防災・防犯対策の推進

障害のある人や高齢者など、自然災害が発生した際に「弱者」となりうる人が、安全に避難できたり、避難所での配慮が得られやすくなるよう、支援体制を整備します。

また、住民、警察、行政が連携し、犯罪の未然防止につながる地域の安全活動を推進するとともに、支援を必要とする人を地域で見守る体制を推進します。

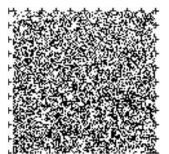
① 防災体制の整備

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
54	避難支援体制の整備	災害時の避難支援では、在宅で生活する障害のある人で避難行動に支援を必要とする方の「坂戸市避難行動被支援希望者登録台帳 ¹⁹ 」への登録を促進するとともに、支援者となる民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織、安否確認協力者に台帳情報を提供し、障害の状況に応じた支援体制の整備に努めます。	避難行動被支援希望者登録者数 約 1,200 人	避難行動被支援希望者登録申請 受付継続	防災安全課 高齢者福祉課 障害者福祉課
			関係団体との連携実施	関係団体との連携実施	防災安全課
		日頃の自主的な準備が重要であることから、ストーマ ²⁰ 装具を使用するオストメイトへは、大規模災害時の「埼玉県災害時ランニング備蓄事業 ²¹ 」の周知を行います。 災害時には、避難所でストーマ装具の希望数量を確認し、配布を行います。	ストーマ装具支給決定者に周知	ストーマ装具支給決定者に周知	障害者福祉課

¹⁹ 避難行動被支援希望者登録台帳：高齢者や障害者などの要配慮者のうち、避難の確保を図るため、特に支援を要する者（避難行動要支援者）のうち、平常時から自身の情報を支援者に公開することに同意し、市へ登録の申請を提出した者のみを記載した台帳。この台帳が各支援者へ配布され、必要な支援に活用されることとなる。

²⁰ ストーマ：消化管や尿路の疾患などにより腹部に便を排泄するために造設された排泄孔のこと。消化管ストーマと尿路ストーマとに大別され、消化管ストーマは人工肛門、尿路ストーマは人工ぼうこう、ストーマを持つ人はオストメイトと呼ばれる。

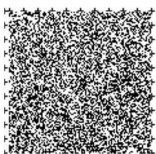
²¹ 埼玉県災害時ランニング備蓄事業：内部障害者のうちストーマ用装具を必要とする、ぼうこう・直腸障害者に対し、大規模災害発生時にストーマ用装具を配布する事業。ランニング備蓄（卸売り業者が流通過程で保管している物資を活用する方法）により備蓄した装具を、市町村からの連絡を受けて県が配布する。



番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R5 (2023)	目標値 R8 (2028)	所管課
55	緊急時連絡体制の整備	消防署など関係機関と連携し、地震や水害など緊急情報の提供体制の整備を進めるとともに、地域住民、自主防災組織などと連携し緊急時の連絡体制の整備に努めます。また、地域防災拠点・避難所等における緊急時の情報連絡体制の充実に努めます。	緊急速報メール（エリアメール） ²² 、防災行政無線及びさろんメール等による情報発信	緊急速報メール、防災行政無線、さろんメール、防災アプリ、J:com 専用端末等による情報発信	防災安全課
			協定締結 福祉避難所 9 施設	協定締結 福祉避難所 9 施設	防災安全課 高齢者福祉課 障害者福祉課
56	防災知識の普及等	広報紙や市のホームページなどを活用し、防災知識の普及を図るとともに、防災意識の高揚に努めます。	風水害及び大規模災害に備えての記事を年2回掲載	風水害及び大規模災害に備えての記事を年2回以上掲載	防災安全課
57	災害用バンダナの配布	災害時に「聞こえない・聞こえにくい人」であることや「手話のできる聞こえる人」であることが一目で分かるように「災害用バンダナ」を配布します。また、避難所において備蓄しています。	災害用バンダナ 適宜配布 継続	災害用バンダナ 適宜配布 継続	障害者福祉課 防災安全課

② 防犯体制等の整備

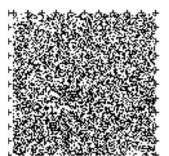
番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
58	地域安全活動の推進	地域住民、警察、行政が連携を図り、地域における自主的な防犯パトロール活動などの地域安全活動を推進するとともに、防犯灯の設置を進めることで、犯罪などを未然に防ぎ、障害のある人の安全が確保できる体制づくりに努めます。	防犯灯の設置 基数 8,076 基	防犯灯の設置 基数 8,300 基	防災安全課
59	見守り体制の推進	支援を必要とする方が地域で孤立しないよう、事業所等との連携により設置している「坂戸市見守りネットワーク」を活用し、早期に見つけ、適切な支援につなげる体制づくりに努めます。	見守りネットワーク 構成組織数 21 団体 106 事業所	見守りネットワーク 構成組織数 21 団体 109 事業所	高齢者福祉課 障害者福祉課



²² 緊急速報メール（エリアメール）：災害などの緊急時において、各携帯電話事業者のネットワークを介して、基地局エリアに存在する対応携帯電話に一斉配信するサービス。

59	見守り体制の推進 (続き)	見守りが必要な人に対して、個人識別用の番号と市役所連絡先を印字したキーホルダーを配布し、警察等に保護された場合に家族等の関係者に迅速に連絡できる仕組みを継続します。	見守りキーホルダー 配布件数 93 件 (高) 9 人 (障)	見守りキーホルダー 配布件数 115 件 (高) 10 人 (障)	高齢者福祉課 障害者福祉課
		緊急時の対応が困難な一人暮らし高齢者等に対して、緊急時に備えた支援を行います。 必要に応じた援助及び救急要請等を行うための装置を設置し、ボタンを押すことで受信センターに通報されます。引き続き設置を進めるとともに、適切な利用方法と費用負担について、周知を行います。	緊急時通報システム 設置台数 139 台 (高) 5 台 (障)	緊急時通報システム 設置台数 169 台 (高) 6 台 (障)	高齢者福祉課 障害者福祉課
		自ら所定のごみ集積所へごみや資源物を出すことができない人を対象に、直接自宅を訪問し、ごみ等を収集するとともに、安否確認を行います。今後も利用者が増加することが考えられますが、この事業を通して、在宅生活の向上を図ります。	ふれあい収集 利用者数 308 人 (高) 4 人 (障)	ふれあい収集 利用者数 393 人 (高) 7 人 (障)	高齢者福祉課 障害者福祉課 (西清掃センター)
		「市民くらし安心カード ²³ 」をもとに民生委員・児童委員による見守り活動の強化を図ります。	市民くらし安心カード 回収世帯数 23,404 件	市民くらし安心カード 回収世帯数 25,000 件	福祉総務課
		救急対応される際に、本人の情報が正確に救急隊に伝達され、より適切な措置が図られることを目的とした「救急情報カード」を配布します。	救急情報カード 配布人数 1,833 人	救急情報カード 配布人数 2,200 人	高齢者福祉課
		病気やケガなどの緊急時や災害時の身元確認のための「緊急連絡カード」を配布します。	緊急連絡カード 適宜配布	緊急連絡カード 適宜配布	障害者福祉課
		障害のある人等が日常生活や災害時・緊急時において、困ったときに必要な支援や配慮を受けられるよう「ヘルプカード」を配布します。	ヘルプカード 134 枚 ヘルプマーク 190 枚	ヘルプカード 180 枚 (障) 適宜配布 (高) ヘルプマーク 240 枚 (障) 適宜配布 (高)	障害者福祉課 高齢者福祉課 こども支援課 健康保険課

²³ 市民くらし安心カード：住所や氏名、緊急連絡先、要支援の有無、災害時において支援者の安否確認に協力できるかなどが記載されているカード。カードを基に民生委員・児童委員は地域の見守り活動を行う。また、緊急時や災害発生時には、市民の安否を確認するために使用する。



基本目標6 理解と交流の推進

アンケート調査によると、この1年で障害を理由に嫌な思いをした経験のある割合は14.9%で、3年前の前回調査から2.9ポイント低くなりましたが、精神障害及び高次脳機能障害のある人の3割、発達障害のある人では2割超が嫌な思いを経験しています。

障害のある人についての正しい理解を深めることは、地域のすべての人が互いに尊重しながらともに生きる共生社会の実現の基礎となります。そのためには理解促進に係る広報・啓発活動とともに、障害のある人となない人とが交流する機会を充実させる必要があります。

本市では、障害のある人の活動を支援するボランティア団体への支援やボランティアに携わる人材の育成を通じて、交流活動を促進していきます。

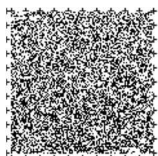
(1) 啓発・広報・交流活動の充実

障害のある人に対する市民の理解促進や差別解消を図るため、さまざまな交流活動を充実させるとともに、啓発や広報活動を行います。

また、市職員が障害者差別や障害者福祉についての理解を深めるための研修を実施します。

① 交流機会の充実

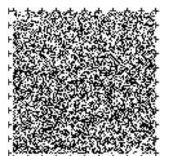
番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
60	各施設での交流促進	公共施設や障害者施設において、市民との交流機会を支援し、障害のある人への理解促進を図ります。	福祉作業所まつり等 開催支援継続	福祉作業所まつり等 開催支援継続	障害者福祉課
61	交流イベント等の充実	すべての人がともに参加することのできるイベントを開催し、相互の理解促進を図ります。また、障害者週間 ²⁴ などの機会を捉えて、障害者福祉に対する関心と理解を深めるための啓発活動を行います。	福祉であいの 広場等参加者数 中止	福祉であいの 広場等参加者数 1,000 人	坂戸市社会福祉協議会
			庁内市民ホール における授産品 販売スペースの 確保実施	障害者週間等 における啓発活 動の実施	障害者福祉課



²⁴ 障害者週間:期間は12月3日～9日。国民の障害者福祉に対する関心と理解を深めるとともに、障害のある人自らの社会参加への意欲を高めるために設けられ、様々な啓発活動が実施されている。

② 啓発・広報活動の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
62	障害者制度の理解促進	障害者等のてびきの活用により、障害のある人やその家族に対して、障害者制度の理解促進を図ります。	障害者等のてびきの配布	障害者等のてびきの配布	障害者福祉課
63	障害のある人への理解促進	障害者週間等において、関係団体等の協力を得て各種啓発活動を実施し、心のバリアフリーを推進します。また、広報紙などを通じて情報提供や講演会等による市民の学習機会の充実により、障害のある人への理解の促進や差別の解消に努めます。また、市職員の研修機会の拡充と「出前講座」等による市民への啓発活動を推進します。	障害者用駐車場マナーアップ、ヘルプカード等の普及啓発の実施	障害者用駐車場マナーアップ、ヘルプカード等の普及啓発の実施	障害者福祉課
			障害者週間に合わせて広報さかどで特集記事年1回	障害者週間に合わせて広報さかどで特集記事年1回	広報広聴課
			出前講座での情報提供、人権講座の実施	出前講座での情報提供、人権講座の実施	社会教育課
64	市職員に対する研修の実施	職員研修において、障害者福祉や障害者差別に関する内容を取り上げ、職員が障害者福祉や障害者差別について理解を深めるよう努めます。	障害者福祉や障害者差別に関する研修を実施	障害者福祉や障害者差別に関する研修を実施	職員課



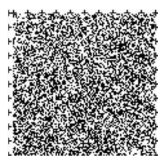
(2) ボランティア活動等の促進

障害のある人の多様な活動を支援するために、ボランティア活動への支援や団体との連携を図り、ボランティア人材の育成・確保に努めます。

また、市民のボランティア精神を土台とした生活支援等のサービスを行う「さかどふれあいサービス」の利用を促進します。

① 市民の協力による支援

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
65	ボランティア団体との連携及び育成	障害のある人の多様な活動を支援するため、ボランティア団体との連携を図り、各種講座を実施します。 また、様々な活動分野でのボランティアを育成し人材確保に努めます。	パソコン点字 初級講座 受講者数 —	パソコン点字 初級講座 受講者数 10人	障害者福祉課 坂戸市社会福祉協議会
			デージー図書 編集者養成講座 受講者数 6人	デージー図書 編集者養成講座 受講者数 10人	
			音訳ボランティア講座 受講者数 5人	音訳ボランティア講座 受講者数 10人	
			拡大教科書 制作講座 受講者数 —	拡大教科書 制作講座 受講者数 10人	
			視覚障害者支援 ボランティア 体験講座 受講者数 12人	視覚障害者支援 ボランティア 体験講座 受講者数 30人	
			代読代筆支援 講習会 受講者数 9人	代読代筆支援 講習会 受講者数 20人	障害者福祉課

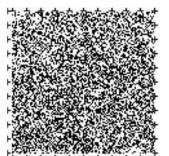


番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
66	ボランティア活動等への支援	ボランティアセンターやボランティアビューロー ²⁵ の充実を図るとともに、小・中・高校生の「ボランティア体験」等を積極的に実施し、市民の福祉活動の促進に努めます。	会議・ボランティア体験等への参加人数 延 688 人	会議・ボランティア体験等への参加人数 延 800 人	坂戸市社会福祉協議会
		また、障害のある人の要望とボランティアを結ぶネットワークづくりを進めながら、地域のボランティア需要の拡大を図ります。	情報誌 年 1 回	情報誌 年 2 回	

② さかどふれあいサービスの活用

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
67	さかどふれあいサービスの利用促進	市民のボランティア精神を支えとして、市民相互の理解の下に、サービスの提供を行うさかどふれあいサービスとして、家事援助を中心とした生活支援に努めます。	利用会員 17 人 利用実績 543.5 時間	利用会員 30 人 利用実績 1158.5 時間	坂戸市社会福祉協議会

²⁵ ボランティアビューロー：市民が気軽にボランティア活動に参加できるようにするための活動の拠点。



基本目標7 権利擁護の充実

障害者基本法はその第4条において「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定しています。また、令和3年の障害者差別解消法の改正では、事業者に対して合理的配慮の提供が義務付けられました。

本計画では、坂戸市成年後見センターを中心に、判断能力が十分でない人の地域生活を支える権利擁護活動を継続的に実施するとともに、子ども家庭センターの設置等を通じ虐待防止体制の強化を図ります。また、法改正に合わせ、事業者による合理的配慮の提供等についての周知も推進していきます。

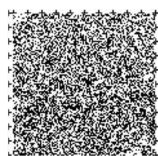
(1) 権利擁護の充実

知的障害や精神障害などの障害のある人や認知症の人の成年後見制度の利用が促進されるよう、坂戸市成年後見センターを中心に、制度にかかる取組を体系的に実施します。

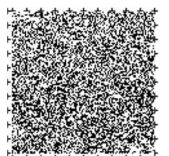
また、障害のある人への差別防止と、人権に関する正しい理解の啓発のため、人権問題への取組の充実を図ります。

① 権利擁護の推進

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
68	権利擁護施策の充実	坂戸市社会福祉協議会と連携して認知症高齢者や障害のある人の権利擁護を促進するとともに、県の「権利擁護センター」について周知・普及を図り、必要に応じて連携します。 また、認知症高齢者や障害のある人の虐待防止に向けて関係機関と連携を強化し、情報交換・収集等に努めます。	啓発 (周知・普及) 実施	啓発 (周知・普及) 実施	高齢者福祉課 障害者福祉課
		成年後見制度を的確に利用できるよう支援を行うとともに、制度の利用を促進するため、坂戸市成年後見センターを開設し、認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で生活できるよう成年後見制度に対する取組を継続的・体系的に実施します。	坂戸市成年 後見センターの 継続設置	坂戸市成年 後見センターの 継続設置	高齢者福祉課 障害者福祉課

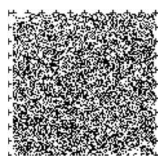


番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
68	権利擁護施策の 充実 (続き)	認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力がほとんどない者等であって、ほかに適切な後見人等が得られないものに対し、坂戸市社協が後見人等を受任し、後見活動を実施します。	法人後見事業 受任件数 3件	法人後見事業 受任件数 6件	坂戸市社会福祉 協議会
		判断能力の不十分な高齢者や知的障害者・精神障害者などが安心して生活が送れるように定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要な金銭管理の支援をします。	福祉サービス 利用援助事業 契約件数 17件	福祉サービス 利用援助事業 契約件数 25件	坂戸市社会福祉 協議会
69	人権問題への取 組の充実	障害のある人に対する差別の防止及び人権に対する正しい理解と認識について、普及・啓発の充実に努めます。	実施	実施	人権推進課
70	選挙権行使の 支援	多様な障害に対応した投票への支援を図ります。	選挙公報 音訳テープ の提供件数 19件 (20人)	継続	庶務課
			スロープの設置 や車椅子の 配備 全投票区	継続	庶務課
71	消費者保護の 充実	消費者を取り巻く環境が複雑多様化し、消費者被害に遭いやすい高齢者や障害のある人も安心して安全な生活が送れるよう相談体制を充実させ問題解決を図ります。	消費生活相談 547件	実施	市民生活課



② 成年後見制度の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
72	成年後見制度の 充実	成年後見制度を利用する必要があると認められるか否かにかかわらず、経済的な理由などで制度を利用できない方を対象とした事業の普及と利用支援に取り組みます。	市長申立てによる 後見開始審判 請求 1件	市長申立てによる 後見開始審判 請求 2件	障害者福祉課
			市長申立てによる 後見開始審判 請求 4件	市長申立てによる 後見開始審判 請求 継続	高齢者福祉課
		市民後見人 ²⁶ を養成し、活用を図ることにより、高齢者等の権利擁護を推進します。	市民後見人 養成受講者数 （フォローアップ） 28人	市民後見人 養成受講者数 （実践編） 15人	障害者福祉課 高齢者福祉課



²⁶ 市民後見人：一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。市民後見人養成講座については、基礎編、実践編、フォローアップ編の3回を1クールとし、定期的を実施する。

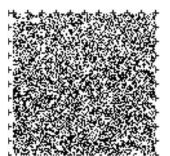
(2) 虐待防止と差別の禁止

「坂戸市見守りネットワーク」の関係機関との連携、坂戸市要保護児童対策地域協議会での情報共有を進め、障害のある人に対する虐待の防止に努めます。

また、障害のある人に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の推進について、企業や事業者への普及啓発を図ります。

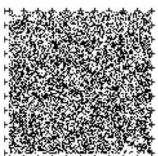
① 虐待防止体制整備の推進

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
73	虐待防止体制の 充実・強化	障害のある人に対する虐待の未然防止や虐待の発生時に迅速に対応するため、「坂戸市見守りネットワーク」関係機関と連携するとともに、休日・夜間における電話対応など、さらに体制の充実・強化を図ります。	虐待通報 対応件数 30 件	通報への対応 継続	障害者福祉課
			虐待通報 対応件数 42 件	通報への対応 継続	高齢者福祉課
		要保護児童の早期発見や児童虐待のリスクが高い家庭に対する適切な支援や保護等を行うため、坂戸市要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、これら要保護児童等に関する情報を関係機関で共有し、連携した対応を図ります。	要保護児童対策 地域協議会実務者 会議の実施 年 4 回	要保護児童対策 地域協議会実務者 会議の実施 年 4 回	こども支援課
		妊娠期から子育て期にわたるまで地域の関係機関と連携し、切れ目のない支援体制を構築します。	子育て世代 包括支援センター (母子保健型) 設置	こども家庭センター の運営	こども支援課 こども家庭センター
			子育て世代 包括支援センター (基本型) の継続設置		



② 差別の禁止の周知

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
74	事業所等への周知	企業や事業者に対して、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の推進についての普及啓発に努めます。	障害者差別解消法の周知	障害者差別解消法の周知	障害者福祉課
			企業・事業者へ人権啓発資料の配布実施（125 事業所）	企業・事業者へ人権啓発資料の配布実施	人権推進課
75	差別解消のための相談体制の整備	障害を理由とする差別解消のための相談体制の整備に努めます。	坂戸市障害者地域総合支援協議会内に設置	坂戸市障害者地域総合支援協議会内に設置	障害者福祉課



基本目標8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害のある人が情報を得たり利用したりすること、意思疎通を図ることなどに関する施策を充実させ、障害のある人が必要な情報を円滑に入手し利活用できることが重要です。

本市ではこれまでも障害のある人の意思疎通の支援や障害特性に配慮した情報提供などの施策を行ってきましたが、情報の取得や意思疎通を図るうえで、障害が理由で困ったことの有無についてのアンケート調査結果では、知的障害と発達障害の5割近く、高次脳機能障害の4割、精神障害の4割弱の人が「困ったことがある」と回答しています。

本計画では、そうした回答も踏まえ、意思疎通に係る施策をさらに充実させ、障害のある人を取り巻く情報環境の整備をより総合的・包括的に推進します。

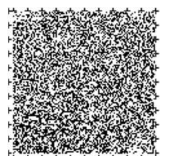
(1) 情報が取得しやすい環境の整備

障害のある人が、障害のない人と等しく情報を入手できるよう、手話を含む、情報提供体制の充実を図るとともに、視覚・聴覚・音声言語障害等のある人に対して情報・意思疎通支援用具の購入にかかる費用を支給します。

また、図書館では、デイジー図書をはじめとするメディアを整え、視覚障害のある人へのサービスの向上に努めます。

① 広報活動・情報提供の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
76	広報紙等の充実	市が発行する「広報さかど」については、読みやすい紙面づくりに努めるとともに、「声の広報」の継続発行や「市ホームページ」のアクセシビリティの向上など、情報提供の充実に努めます。 また、市議会だより、社協だより、市が提供するパンフレットなどについても、同様にその充実を図っていきます。	声の広報発行 年 12 回	声の広報発行 年 12 回	広報広聴課
			声の市議会 だより発行 年 4 回	声の市議会 だより発行 年 4 回	議会事務局
			社協だより 発行 年 3 回	社協だより 発行 年 3 回	坂戸市社会福祉 協議会
77	情報提供体制の整備	災害など緊急時の情報提供の方策について研究し、関係機関やボランティア団体等と連携して情報の提供体制の充実に努めます。	災害ボランティア センター設置訓練 の実施 中止	災害ボランティア センター設置訓練 の実施	坂戸市社会福祉 協議会



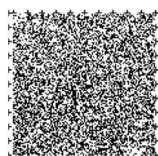
番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
78	手話に関する情報の発信	市ホームページや 広報さかど、リーフレット等を活用し、手話やろう者に関する情報を発信します。	1分で学べる 手話動画の公開	1分で学べる 手話動画の公開	障害者福祉課
			手話言語国際 デーに合わせた 手話言語の周知 活動の実施	手話言語国際 デーに合わせた 手話言語の周知 活動の実施	
			手話普及啓発用 横断幕の掲出	手話普及啓発用 横断幕の掲出	

② 情報取得に係る用具等の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
79	情報・意思疎通支援用具の支給	情報の受発信や意思疎通を図ることに支障がある視覚・聴覚・音声言語障害等のある人の日常生活を支援するため、日常生活用具として情報・意思疎通支援用具（情報・通信支援用具・拡大読書器・人工喉頭等）の購入に係る費用を支給します。	12 件	15 件	障害者福祉課
80	災害用バンダナの配布 (再掲)	災害時に「聞こえない・聞こえにくい人」であることや「手話のできる聞こえる人」であることが一目で分かるように「災害用バンダナ」を配布します。また、避難所において備蓄しています。	災害用バンダナ 適宜配布 継続	災害用バンダナ 適宜配布 継続	障害者福祉課 防災安全課

③ 学習活動機会の充実

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
81	生涯学習活動への支援	障害のある人を対象とした講座を通じて学習活動を支援し、社会参加を促進します。また、市民が障害のある人について学べる機会やボランティア研修の充実を図ります。	視覚障害者 への講座 1 回	視覚障害者 への講座 2 回	社会教育課 (中央公民館)



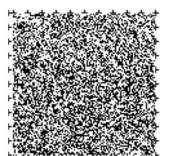
番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
82	図書館サービスの充実	対面朗読サービスを実施するとともに広域的な図書館の相互利用の仕組みを活用しながら、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」に基づき、視覚障害者等が利用しやすいメディア（ＬＬブック・拡大図書・電子書籍等）のサービスの向上に努めます。	対面朗読サービス 実施回数 0回	対面朗読サービス 実施回数 200回	図書館
			大活字本の購入 蔵書数 731冊	大活字本の購入 蔵書数 800冊	
			電子図書館サービスの 実施	電子図書館サービスの 実施	

（２）意思疎通支援に係る人材育成

手話通訳者の養成研修事業の推進、視覚障害者支援講習会の開催等を通じて、聴覚障害や視覚障害のある人の意思疎通を支援する人材の育成を推進します。

① 手話通訳者や視覚障害者支援ボランティアの育成

番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4（2022）	目標値 R8（2026）	所管課
83	手話通訳者養成 研修事業の推進	聴覚障害のある人と手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話通訳者を養成します。	初級手話講習会 （入門課程） 20回 19人	初級手話講習会 （入門課程） 20回 25人	障害者福祉課
			初級手話講習会 （基礎課程） 25回 12人	初級手話講習会 （基礎課程） 25回 20人	
			手話通訳者養成 講習会 （準備コース） 30回 8人	手話通訳者養成 講習会 （準備コース） 30回 15人	



番号	事業名	事業内容・方向性	現状値 R4 (2022)	目標値 R8 (2026)	所管課
84	視覚障害者支援 講習会の開催	坂戸市社会福祉協議会と連携し、 点訳・朗読等の講習会の充実に努 め、視覚障害者支援ボランティアの 育成・確保に努めます。	パソコン点字 初級講座 受講者数 — (再掲)	パソコン点字 初級講座 受講者数 10人 (再掲)	障害者福祉課 坂戸市社会福祉 協議会
			デジ書図書 編集者養成講座 受講者数 6人 (再掲)	デジ書図書 編集者養成講座 受講者数 10人 (再掲)	
			音訳ボランティア講座 受講者数 5人 (再掲)	音訳ボランティア講座 受講者数 10人 (再掲)	
			拡大教科書 制作講座 受講者数 — (再掲)	拡大教科書 制作講座 受講者数 10人 (再掲)	
			視覚障害者支援 ボランティア 体験講座 受講者数 12人 (再掲)	視覚障害者支援 ボランティア 体験講座 受講者数 30人 (再掲)	
		代読代筆支援の基本的技術の習得 及び啓発を図り、視覚障害者支援 に努めます。	代読代筆支援 講習会 受講者数 9人 (再掲)	代読代筆支援 講習会 受講者数 20人 (再掲)	障害者福祉課

